

平成 2 3 年 第 5 回 定例会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成23年第5回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成23年 6月 20日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成23年 6月 28日 午前10時00分

延会日時 平成23年 6月 28日 午後 2時36分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学校教育課長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
民営化準備室主幹	竹俣 信行	○	社会教育課主幹	伊藤 同	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課主幹	横山 智	○	選 管 局 長	林 伸行	○
企画財政課主幹	齋藤 昭一	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課長	鈴木 悦郎	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
住民生活課主幹	伊藤 泰広	○			
保健福祉課長	鴫田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	○			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	○			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建 設 課 主 幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	松橋 正樹	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 乃村 吉春 2 番 谷川 忠雄
2			会期の決定	6 月 28 日 2 日間 6 月 29 日
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5			一般質問	
6	議案	3 8	津別町表彰条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	3 9	津別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	4 0	平成 23 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）について	
9	〃	4 1	平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 0	〃	4 2	平成 23 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 1	〃	4 3	平成 23 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 2	〃	4 4	平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	45	平成23年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
14	〃	46	平成23年度津別町上水道事業会計補正予算(第1号)について	
15	報告	8	繰越明許費の繰越しについて(津別町一般会計)	
16	〃	9	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
17	〃	10	株式会社相生振興公社の経営状況について	
18	〃	11	例月出納検査の報告について(平成22年度4月分、平成23年度4月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまから平成 23 年第 5 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において
1 番 乃 村 吉 春 君 2 番 谷 川 忠 雄 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から 6 月 29 日までの 2 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 6 月 29 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] 今日は、ちょっと風邪のため鼻声で聞きづらいかもしれませんが、お許し願いたいというふうに思います。

本日ここに第5回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第4回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております9件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、叙勲についてであります。平成23年春の叙勲におきまして、津別町字本町7番地、有岡惇二様が、2期6年間、北海道商工会連合会の会長として、商工会連合会の発展に貢献された事績が認められ、「旭日小綬章」を受章されました。この度の栄えある受章に対し心より敬意を表したいと存じます。

次に、褒章の受章についてであります。丸玉産業株式会社様が本町への多額の寄附により、平成23年4月27日付で、「紺綬褒章」を受けられましたので、5月3日に褒状の伝達式を行ったところであります。丸玉産業株式会社様からは、平成20年度より丸玉産業森づくり基金として多額の寄附をいただいております。多年のご厚意に改めて

感謝申し上げます。

次に、津別峠開きについてであります。道道屈斜路津別線は5月27日に開通し、29日に津別観光協会の主催により峠開きと交通安全祈願祭が執り行われ、議会、観光協会、商工会、網走南部森林管理署、オホーツク圏観光連盟、津別警察官派出所、津別町交通安全協会、ランプの宿「森つべつ」、津別郵便局及び売店関係者の方々により、訪れる皆さんの安全を祈願したところでもあります。今年も峠開きに先立ち、5月28日に町内郵便局職員関係者とパノラマ会の方々に、施設周辺のボランティア清掃を実施していただいたところであり、毎年継続されているご奉仕に対し、深く感謝申し上げます次第であります。

次に、寄附についてであります。6月2日、津別町字東4条12番地、島崎静子様より、店舗兼住宅として使用されてきた建物（延676.69㎡）と土地（451.42㎡）について、町で有効活用していただきたいと、ご寄附をいただいたところでもあります。

さらに、6月10日には、津別町字大通25番地、土田一晴様より、平成22年春の叙勲受章御礼として、子どもたちの健やかな成長に役立ててほしいと、学校保健室用備品として80万円相当をご寄贈いただきました。ご厚志に深く感謝を申し上げ、ご趣旨に沿って有意義に使用させていただく所存であります。

次に、北海道立津別高等学校のキャンパス校化についてであります。6月7日北海道教育委員会より出された平成24年度から26年度の公立高等学校配置計画案によりますと、津別高校は平成24年度から地域キャンパス校となる案が示されました。津別高校の存続は、本町の重要課題の一つとして位置づけまして、二間口の維持に向けたさまざまな支援を平成8年度より積極的に行い、一定の成果を得てきたところでもあります。残念ながら本年度の入学者が30人となったことから、今日までの支援施策の抜本的な見直しが必要な時期がきたと考えるところです。将来においても二間口の生徒の確保が極めて困難であることから、キャンパス校化が避けられないものと判断し、一間口の堅持に向けた新たな取り組みについて、津別高校や津別高校振興対策協議会との話し合いを始めており、議員各位のご協力を得て対策を講じてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、農作物の生育状況についてであります。まず、6月10日に発生しました降

雹・豪雨等による農作物被害についてであります。岩富地区におきまして、玉葱 0.9ヘクタールの降雹被害がありました。被害程度は小さく、今後の生育に大きな影響はない状況です。また、6月15日現在、網走農業改良普及センター美幌支所の作況調査では、春先の天候不順の影響があり、特に、てん菜・玉葱・馬鈴しょにおいて移植、植付時期による生育の差が大きく、総体的に生育遅れの状況にあります。小麦につきましては例年より雪腐病が少なく、6月上旬の天候で持ち直し傾向にあります。豆類につきましては平年よりやや早く、牧草が2日遅れの状況となっており、今後とも関係機関と連携を密にし、適切な指導体制を図ってまいります。

次に、津別町殉公者追悼式についてであります。6月15日、新緑さわやかな幸町「平和の碑広場」におきまして、ご遺族、ご来賓、関係者など59名のご臨席をいただき、厳粛のうちに追悼式を執り行った次第であります。今なお、世界に戦火のやむ日はなく、平和であることの尊さを語り継ぎ、これからも恒久平和の確立に努めることへの誓いを新たにいたしましたところであります。

次に、第6回クリンソウまつりについてであります。今年は、森林セラピー基地の認定を受けたことから、6月18、19日と25、26日の2週にわたり、上里町民の森自然公園とランプの宿「森つべつ」を会場に、クリンソウ群生地の散策やシンポジウム、森のコンサート、森林ヨガ体験など多彩なイベントが開催され、訪れた方々が可憐な花を存分に堪能されておられました。

次に、森林セラピー・山ガールシンポジウムについてであります。6月19日に上里町民の森自然公園において開催され、全国から430名の参加を得て盛大に開催されました。席上、NPO法人森林セラピーソサエティ理事長、今井通子様より全国で43番目となる森林セラピー基地認定証の授与式も行われ、その後セラピーロードの散策と今井通子氏、田部井淳子氏両氏の講演とパネルディスカッションが行われました。今後、町民はもとより、全国から津別町の森林セラピー基地を訪れる人たちが増えることを期待するものであります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。6月20日現在、一般土木工事関係については、まちなか団地(第1工区)外構工事ほか6件、4,602万2,000円(21.5%)、一般建築工事関係については、中央公民館屋上防水改修工事ほか4件、5,139万7,000

円 (13.6%)、上・下水道工事関係については、町道 186 号線配水管移設工事ほか 8 件、2,559 万 9,000 円 (45.2%)、設計等委託業務関係については、特定公共賃貸住宅実施設計業務ほか 10 件、2,514 万 5,000 円 (57.2%)、平成 23 年度予算分について総額 1 億 4,816 万 3,000 円で、21.4%となっており、今後も適時発注に努めてまいりたいと考えております。

また、「きめ細かな交付金」に係る平成 22 年度繰越明許分の発注状況は、一般土木工事関係については、多目的活動センター外構工事ほか 1 件、3,570 円 (100%)、一般建築工事関係については、共和集会施設屋根改修工事ほか 1 件、831 万 6,000 円 (17.3%)、設計等委託業務関係については、多目的活動センター外構測量設計業務、43 万円 (100%)、総額 4,444 万 6,000 円で 52.7%の発注となっております。

次に、スキーのまち宣言についてであります。平成 3 年 12 月に津別スキー場がオープンしたことにより、平成 8 年 12 月にスキーを核とする町づくりをテーマに諸施策を体系的に展開し、町の活性化を推進しようとして「スキーのまち宣言」を行ったところです。しかし、平成 19 年 3 月をもって宣言の核となった津別スキー場が廃止され、グレンデ等は既に植林等現状復帰も行われたことから、大変残念ではありますが、「スキーのまち宣言」を本行政報告をもって取り消すことといたしたくご理解を賜りたいと存じます。この間、地元スキー関係者をはじめ多くの町民の皆様のご支援に改めて感謝申し上げる次第であります。

なお、先ほど丸玉産業への紺綬褒章の褒状の伝達を 5 月 3 日と報告しましたが、6 月 3 日にご訂正願いたいと思います。よろしく願いいたします。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第 38 号「津別町表彰条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員会等の適正な委員定数の見直しを行う観点から、人口規模の変化や類似町村の状況等を勘案し、津別町表彰条例に規定する委員の数を順次削減することとあわせて、委員の委嘱に議会の同意を得る規定を削除するなど、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 39 号「津別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」は、平成 21 年 5 月臨時会において議決、公布されました改正条例の附則におい

て、施行時期を農地法等の一部を改正する法律の施行時期に合わせていたものについて、同改正法律の法律番号に誤りがあったため、法律番号の訂正をする改正をしようとするものであります。

議案第 40 号「平成 23 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,995 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 51 億 2,272 万 3,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、4 月の人事異動及び共済費等の負担率改正による人件費の精査、携帯電話等エリア整備による地域情報化経費の補正、地域医療維持助成の補正、サッカー・ラグビー場天然芝改設工事による多目的運動公園整備事業の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、人件費を除く補正の主なものについて、歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、総務費で、地域情報化経費として 2,946 万 3,000 円の追加、広報活動経費として 193 万 1,000 円の追加、庁舎等維持管理経費として 784 万 4,000 円の追加、町有建物等維持管理経費として 232 万円の追加、ふるさと定住促進事業として 480 万円の追加、地域振興等経費として 193 万 1,000 円の追加、多目的活動センター管理運営経費として 251 万 8,000 円の追加。

衛生費で、地域医療維持助成として 2,000 万円の追加。

農林業費で、戸別所得補償制度推進事業として 219 万 6,000 円の追加。

商工費で、太陽光発電システム導入支援事業として 60 万円の追加。

土木費で、雪寒建設機械導入事業を 3,525 万 9,000 円の減額、建設機械管理経費として 291 万円の追加、町営住宅整備事業として 72 万円の追加。

消防費で、防災対策経費として 96 万 8,000 円の追加。

教育費で、多目的運動公園整備事業として 4,129 万 7,000 円の追加。

歳入では、使用料及び手数料で 303 万円の追加。国庫支出金で 484 万 7,000 円の減額。道支出金で 604 万円の追加。寄附金で 10 万円の追加。繰入金で 775 万 7,000 円の追加。繰越金で 2,697 万 6,000 円の追加。諸収入で 2,649 万 7,000 円の追加。町債で 1,440 万円の追加をするものであります。

このほか、地方債補正について追加 1 件と変更 2 件を行い、補正予算の編成を行っ

たものであります。

議案第 41 号「平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 165 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 1,815 万円とするものであります。

歳出では、人事異動等による人件費の減額であり、歳入では、人件費補正に伴う一般会計繰入金の減額により、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 42 号「平成 23 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 298 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4 億 4,391 万 3,000 円とするものであります。

歳出では、人事異動等による人件費の減額や地域密着型サービス運営委員会経費の追加などを主なものとして、歳入では、人件費補正などに伴う一般会計繰入金の減額や任意事業費増に伴う国庫補助金の追加により、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 43 号「平成 23 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7,586 万 2,000 円とするものであります。

歳出では、人事異動等による人件費の精査による減であり、歳入では、一般会計からの繰入金の減により、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 44 号「平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 9,026 万 6,000 円とするものであります。

歳出では、人事異動等による人件費の精査と、下水道全体計画調査業務の追加に伴う事業精査、歳入では、一般会計繰入金を追加し、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 45 号「平成 23 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5,101 万円とするものであります。

歳出では、共済費の負担率改正等による追加、歳入では、一般会計繰入金を追加し、

補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 46 号「平成 23 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について」は、収益的収入及び支出において、共済費の負担率改正により、支出の総係費の法定福利費を 12 万 2,000 円追加し、収益的支出の総額を 1 億 1,871 万 6,000 円とし、議会の議決を経なければ流用できない経費の変更を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、一般質問を行います。

通告の順に従って順次質問を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） [登壇] ただいま議長の発言の許可を得まして、先に通告の一般質問について 2 点ほど質問いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、最初に津別高校の地域キャンパス校化についてお伺いをしたいと思います。3 月の定例会において、津別高校振興対策についての一般質問をしたわけですが、その折、23 年度から 1 年生が 1 学級となった場合のことについて伺ったところでもあります。道教育委員会が 6 月 7 日発表した公立高校配置計画案によると、平成 24 年度から津別高校が地域キャンパス校になるとされたが、キャンパス校化されることによるメリットや教職員定数など教育環境はどうなるのか。また、具体的にどのような課題があり、どのような対応策を考えていかなければならないのか。また、キャンパス校化により関係者が危機感を持っている存続問題などについてお伺いをしたいと思います。

次に、多目的活動センターについてお伺いをしたいと思います。活動センターの建設中は、建物全体が木のまちつべつらしい集成材を骨組みとした斬新な建物で、外壁

についても当然その素材を生かしながら完成するものと町民の多くの皆さんが考えていたところであります。それが、完成間近、突然真っ黒な外壁となり、愛称をさんさん館と定め、4月にオープンしたものであります。このまちづくりセンターは、町長が力説していた、これからのまちづくりの舞台となる施設というふうに言ってきましたが、町民の多くは、この建物の黒さ含めてよい感じを持っておりません。施設の愛称をさんさん館にしたこの黒い建物をどうしてあのようにしたのか、町民の多くの声としては、葬祭場みたいだという方もおります。また、町外の人もそう感じているという声も聞いているところであります。舞台がこのような事態で、主役である町民は、これからの新しいまちづくりにどうかかわっていけばよいのか、まちづくりの意欲をはぐくむこの気持ちが複雑であると考えられます。舞台をつくった町の責任として、何らかの対策を早急に講ずるべきではないかと考えます。お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○教育長（阿部博道君） [登壇] それでは、山内議員のご質問にお答えをしたいと思います。質問用紙の中に、津別高等学校が美幌高校の地域キャンパス校になるということがございますけれども、確かにそういう報道もありましたが、津別高校は地域の津別町内のキャンパス校でございまして、美幌高校のキャンパス校ではないということだけのご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、学校の教職員の数でございしますが、これにつきましては、公立高校適正配置及び教職員定数の標準などに関する法律、これに基づきまして配置となります。昨年の平成 22 年度につきましては、1年生から3年生まで各2学級でございましたので、6学級ございました。そういう状況で校長、教頭含めて17人の先生がおりました。今年でございまして平成 23 年度、これにつきましては2年生、3年生は2学級でございすけれども、1年生が1学級ということになりましたので、全体で5学級となりましたので、校長、教頭含めて15人ということでございます。次年度におきましては、24年度4学級ということでございます。3年生が2学級だけでございすので、1、2年生が1学級ということですので4学級ということでございますので、校長、教頭含めて12人ということでございます。次に、平成 25 年度の関係でございすけれども、ここで1

年生から3年生まですべて1学級ということになりますので、総体の学級が3学級であるということから、校長、教頭含めて10人ということになっているところがございます。このほかにセンター校であります美幌高校から週8時間程度の教科専門教職員を活用することが可能であるということがございます。

次に、教育環境についてでございますけれども、従来と同様の教育ができるのかというふうなご質問かと思えます。議員おっしゃられましたように6月7日に道のほうから計画案が示されましたので、津別高校の考え方、津別町教育振興協議会の補助制度のあり方、町の考え方などの協議を行うべく、6月10日振興対策協議会の役員会、6月21日に振興対策協議会を開催し協議を行いましたが、現在まだ結論が出ていない状況であります。キャンパス校化に指定されていない通常の1間口の高校であれば教科数の関係でございますけれども、教科数は大体28科目が基準であるというふうに聞いております。津別高校は、これから教職員の負担は非常に大変になるのかなというふうに思いますけれども、45科目以上を少人数で実施したいというふうに検討しているところがございますので、今まで以上に科目の選択幅が広がるのではないかと考えているところでもあります。

次に、具体的にどのような対応や要望を考えているかということでございますが、平成24年度からキャンパス校化と計画されていますので、高校としても道教委の教育方針や校長の学校経営ということもありますので、カリキュラムの計画にあたり現在検討しているのではないかとこのように思うところがございます。その中でいろんな検討結果が出されてくるのかなというふうに思います。その結論をもってどう対応するのか、町に対してどのような要望があるのか、その時点での対応となると思います。現段階では具体的なことにつきましては決まっていない状況でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、簡単ですけれども答弁とさせていただきます。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) [登壇] それでは、二つ目の多目的活動センターについてのご質問についてお答えしたいというふうに思います。

この多目的活動センターさんさん館につきましては、この目的につきましては、こ

れまで委員会等で何度もご説明しておりますので、改めてお話しすることは省略させていただきますというふうに思います。このエクステリアの黒色はいかかなものかということが質問のご主旨であるかというふうに思いますが、色につきましては人によって好みがあるものでございます。一般的に黒はおしゃれ感を醸し出すというふうなことは言われておりまして、滋賀県長浜市の黒を基調をした黒壁のまちづくりなどは大変有名な事例とされているところでございます。葬祭場をイメージさせるとの意見もあるそうでございますが、外装に黒を使う葬祭場は知る限り見たことはございません。今月、住宅向け建材会社の大手であります大建工業株式会社の部長様一行と地元丸玉産業がみなとモデル二酸化炭素固定認証制度に関連しまして、東京都港区と津別町で締結する間伐材をはじめとした国産材の活用促進に関する協定書の件でお見えになったときに、さんさん館にご案内したところ、色合いと木のコラボ、これを絶賛されていたところでございます。また、網走開発建設部長などさまざまな方が来町するたびに、お連れしているところでございますが、色合いについても高評価を得ているところでございます。さらに、時代を担う若い世代からもおしゃれだという言葉を目にしているところですが、逆に周りの古さが際立つといいますか、目立つということのご意見も同時に聞かされているところでございます。さんさん館というのは、まちづくりの舞台そのものではございませんでして、津別町という舞台の小道具の一つであるというふうに考えております。その小道具に本来の役目を果たさせるとともに、舞台というステージ全体の情景の一部を演出させるというものでありまして、黒というのは主張できるなかなかよい色ではないかというふうに考えているところです。また、さんさん館という名称と黒色のマッチングにつきましては、名前の名称の公募の際に完成予想図をウェブ上で公開しておりまして、それを承知の上で津別町への思いなどを込めて応募されたものの中から選んだものでありまして、名称の決定にあたっては、これまた審査員個々の好みがあったと思いますが、審査の方法などについて事前に委員会等で協議して進めておりまして、手順を踏んでの結果だというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長(鹿中順一君) 8番、山内彬君。

○8番(山内 彬君) それぞれお答えをいただいたところでございます。まず、津別

高校の地域キャンパス校化について再質問をさせていただきたいと思います。教育長のほうから、それぞれお答えをいただいたところですが、非常に難しい問題であるという事は言うまでもありませんけれども、このキャンパス校化によって、授業が具体的に先生の数含めてお答えいただいて、美幌の本校から来るというふうにお答えをいただいたところですが、授業はどのような形になるのか具体的にわかればお願いをしたいというふうに思います。なぜかと言うと、先生はここに最終的に10人ぐらいになるということから、現職員7名減という形で、高校は専科でそれぞれ先生方が授業を持っておられると思いますけれども、その対応が十分本校から来ることによって賄えるのかどうか、含めてお伺いをしたい。

かつ、振興対策で大学進学指導について力を入れたいというふうに先に振興対策で述べられているようでございますが、この点についてどういうことになるのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

それから、本校の美幌高校との生徒同士の交流があるのかないか、そのあたり新しいこういう形になった上で、交流についてどうなるのかお伺いをしたい。

それから、最終的に1学年1学級になった場合に、この存続の問題について非常に危機感があるというふうに考えられますけれども、この危機感、いわゆる存続できるのかどうかと、そういう生徒の数だとか、そういうものがあるかと思っておりますけれども、わかる範囲であればお伺いをしたい。この問題については、八雲の熊石高校がキャンパス校から存続できないということで、来年度から1年生については募集をしないというふうに出ておりますけれども、そういう心配もあることから、先の話ですけれども、その関係についてわかればお伺いをしたいと思います。

町長のほうから多目的活動センターについてお答えをいただいたところです。町長の認識がわかりませんが、いい人の話を聞けばこういうことで当然ながら出てくると思います。私が言っているのは、町民の声を聞いているかということでございます。何ら町民の声はこの回答の中に出ておりませんが、当然関係者をお連れしたら悪く言う人はいないのではないかと思いますけれども、これから関わりを深く持つ町民の方はどういう反応を持っているのか、やはり町長として重視してやらなければならないのではないかと考えております。特に、国道から見たら、さんさん

館の名称はほとんど見えない。それが一つの原因であるかというふうに思いますけれども、やはりこの建物は何かということを明確に見える所に表示すべきであり、通行は通行車両含めて、ほとんど見えないと、そういうことも要因にあるのではないかというふうに考えられます。そういう色の批判として、どういうふうにしたら解消できるか、もう少し対策について考えるべきでないかと、そういうふうに思いますので、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 教育長。

○教育長(阿部博道君) 今4点ほどの質問かなというふうに思います。

まず、最初に授業内容の関係でございます。授業の充実ということであろうというふうに思います。これにつきましては、先ほど議員、本校というお言葉を使ったのですが、本校ということではなくてセンター校ということでございます。本校、分校の関係ではないということだけのご理解をいただきたいというふうに思います。

まず、センター校から距離が50キロ未満であるということから、出張授業に先生を1人活用できるということがございます。その1人の活用につきましては、例えば小規模になると専科の先生が1名しかいないということになりますので、例えば数学が足りない、英語が足りないということになります。そうすることによって英語2時間、数学3時間ですとか、それから美術とかそういう特殊な授業があります。そういう時間もその先生の要請を活用ができるということでございます。そういうことからいけば、大きなメリットとして専門教員による授業ができるということでございます。それと、少人数指導の実施ということでございます。これにつきましては、習熟度別チームティーチング、そういう形での授業が可能になるのかなというふうに思っております。それから、選択教科が拡大がされるということでございます。といいますのは先ほども申し上げましたように、今全道で15校ぐらいのキャンパス校がございます。その中で、おおむね教科数が先ほど言った数字に近いような平均で推移をしてございますので、45時間というのは可能なのかなというふうに思っております。ただ、これは道立高校でございますので、私どものほうから45時間を確保してくださいとか、そういうことにはちょっとならないのかなというふうに思っておりますが、いろんな形で連携をとっていききたいなというふうに思っております。そのほかに遠隔授業というの

がございます。これは、あとの質問にも関連するわけでございますけれども、津別高校の子どもらが美幌から送信する教師の映像や教材などを見ながら、マイクとスピーカーにより美幌高校にいる教師の説明を聞いたり、質問したりすることができるということでございます。そういうこともございますので、確かに選択幅が広がるのかなというふうに思っているところでございます。

大学の進学指導の関係でございますけれども、これも充実をしていけるのではないかというふうに思っております。先ほど申し上げましたITの遠隔授業によりまして通信機器が設置されます。そういったことからセンター校の教員が基礎学習を講義しますので、それらを見たり、聞いたり、質問したりできるということもありますし、進学相談を受けることが可能になってくる。センター校の教員からも津別高校からの先生からも進学指導が受けられるようになるということでございます。

それと、3番目でございますけれども、部活動、生徒会活動の関係でございます。これにつきましては、キャンパス校とセンター校の生徒同士の交流、合同の活動がこれまで以上に可能になるということでございます。どうしても小規模の学校につきましては部活動が停滞気味になるということから、これは美幌までおおよそ25分ぐらいあれば行けるかなというふうに思いますけれども、部活動も一緒にやれるということが出来ます。そういうことから部活動も活発化をするかなというふうに思っておりますけれども、これらについては、なったすぐということにはなかなかかならないかなというふうに思います。これについてはやっぱり1、2年の時間はかかるのかなというふうに思いますけれども、そういうこともございますし、生徒会行事も連携をしながらできるということがございます。そういうことが想定がされてございますし、実際にやっている学校もあるということでございますので、ご了解をいただければというふうに思います。

それから、これは非常に難しい問題の質問かなというふうに思うのですが、キャンパス校になっていつまで存続できるのだと、わかる範囲内でいいということでございます。キャンパス校につきましては、来年の4月1日からキャンパス校化されるという計画案が示されてございます。その条件につきましては、地元の進学率が50%以上、そして生徒数が20人以上ということになっているところでございますので、ここ4年

後ぐらいから、ちょっと詳しいデータを持っていないのですが将来的には30名前後になるということがございます。そこで、50%でございますから15人、それからよその地域から少なくとも5人来なければ、単純計算として20人には満たないということになるのかなというふうに思います。ただ、一時的に20人を切ったからすぐキャンパス校を取り消して統合の対象にするということにはならないかなと。当然その次の年、あるいはその次の年、それらを考えての話だというふうに考えております。これは、よそのことを言うのはいかなものかなというふうに思いますけれども、先ほど議員のほうから熊石高校の話が出ました。去年は17名、今年が11名と、今後もなおかつ生徒が増える要素がないということで募集停止になるということでございますので、そういうことにならないように、津別高校についても45科目以上やるということを考えているようでございますので、子どもたちに魅力のある津別高校をつくっていただければ地元の進学率も上がって、この高校が維持できるかなというふうに思います。その時に町が何ができるのか、振興協議会が何ができるのかということも含めて検討させていただければというふうに思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) さんさん館のことでお答えしたいと思います。黒がいやだという方の意見を聞いているのかということですが、それはもちろん直接言われたこともありますし、当然私にも耳に入っているところでございます。しかし、嫌いな人ばかりがたくさんいるという、そうとは限りませんよという意味でお答えをさせていただいたところでございます。先だって、津別小学校のグラウンドで北見地区の分会の消防演習がございましたけれども、私の後ろに座っていた方で、よその町の消防の方たちですけれども、お話が当然耳に入ってきましたけれども、さんさん館も含めて黒い建物と言っていましたので、いろいろ津別の町あか抜けしてきたなという話が言われてましたので、そんな見方もよそから見るとやっぱりあるのだということもまたご承知願いたいなというふうに思います。

そして、これさかのぼっていきますと、これは去年の5月19日に総務文教常任委員会にお話をしまして、翌20日に産業福祉常任委員会でイメージ図も含めて出させていただいています。そして6月2日には実施設計ということで、打ち合わせをそれぞれ

農協だとか、さまざまなところにも出てもらって協議をされています。そして、私のほうとしても10月の5日から毎年行っております町政懇談会、ここでも完成予想図を持って皆さんに見せて1か月間にわたるまちづくり懇談会の中でも集まった方には、それぞれ提示をしてお話をしましたけれども、その中で幾つか意見が出ていたのは色については出ていなかったというふうに記憶しています。運営上の問題が一番出ておりましたので、それにお答えしたところでございます。そのあと、10月の20日から愛称を募集するというので、順次このような形で来ているところでございますので、ご理解を賜りたいなというふうに思っているところでございます。

それから、この建物は何かということで、確かに看板等もなく、ただ目を引くものですから、いったん通り過ぎてからまた戻って来られるお客さんがそれなりにいるということなのではございますけれども、今ご承知のように外構工事を発注しております、ここでは看板も立てられることになっておりまして、そこもライトアップといいますか夜も見えるような形になるということになってございます。

それから、これを設計いたしました札幌のアトリエアクさんですが、設計者のほうからこのように言われております。外構工事によって緑の木立が配置されるとともに淡い色の歩行者用のインターロッキングが敷かれることにより、より一層黒を基調とした木造の建物が映えることと思っておりますということで、これから今7月末までに外構が完了する予定になっておりますけれども、それまでにはよりあそこがいい形で皆さんに見えるようなものになっていくのではないのかというふうに思っているところです。

そして、また順調にまだ十分な運営とは言い切れませんが、運営もどんどん進んでまいりまして、今手元に7月の使用申し込みだけでも相当数ございまして、7月の3日には皆さんも新聞に出ましたのでご承知かと思っておりますけれども、ドリームファームの第3回の津別ランチ会、これが開かれることになってます。このドリームファームは今月先だってですが、津別町に法人の届け出も出してありますので、これは順調にいけば税金もここで納めていただけるような形になっていくのではないかなというふうに考えているところです。それから7日には、認知症高齢者のSOSネットワーク会議だとか、10日には、子どものあんどんづくりの会が行われます。そ

それから、13日には、活汲中学校の料理教室がここで行われることになっています。それから、17日には、トランポリン協会のビールパーティーがここで開催されることになっています。23日には津別中学校55年卒、この同期会がここで開催される。それから、25日には七夕に向けての実行委員会が開かれるということで、いろいろご利用されることになっておりますので、だんだんここが認知されてきて、そして活発になってくるなというふうな、なければこういうことになっておりませんので、行政としても応援していきたいという、こういうここにかかわってくる人たちに背中を押しながらかかわっていききたい、応援していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 津別高校の関連につきましては、教育長のほうからそれぞれお答えをいただいて、道教委のほうからこの案が示されたということで、これからの問題であるというふうに考えられますので、十分な町として大事な高校について、道教委ともよく相談されて存続できるように振興策について考えていっていただきたいなど、そういうふうに考えております。

多目的センターについてでございますけれども、この説明があったわけですが、私が言っているのは、どれぐらい町長が町民の声を聞いているのかわかりませんが、私の聞いた範囲では非常にほとんどの方がこういう考え方を持っている。そういうことを認識して、やはりそれに対応すべく町として何らか、この看板の問題からあそこの外壁の問題について考えていくべきでないかなというふうに思います。

やはり公共施設というのは、そういう色彩含めて、その機能のらしさというものがあるのではないかなというように考えているところです。私ども議会のほうについては建物の黒い完成予想図は見たことがありませんが、それあたり今後、公共施設の建設にあたっては、こういう関係含めて議会のほうとも情報提供して協議されるように望んでいきたいと、そういうふうに思います。

この活動センター、私がなぜこういうふうに言うかと言うと、期待はしていると、中身の問題は私はそんなに細かくは言うておりませんので、やはり町の建物の全体的な公共施設としての役割をよく考えた上での、そういう色彩とかいろんなものを考え

ていくべきでないかなと。町長は、黒いのが好きなのかもしれませんけれども、そういうわけにはいかないのではないかなと、そういうふうに思いますので考えがあれば伺いをしたいとそういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） 地域キャンパス校化の関係でございます。津別高校がキャンパス校化になったということで、さっきの一定の条件をクリアできれば統廃合の中に含まれないということがございます。そういうことから、先ほども申し上げましたように、津別高校がいかに子供たちに魅力ある学校になるかということでございます。その鍵を握るのが美幌高校と津別高校の連携であるというふうに思っています。特に出張授業をどういうふうにご利用するかしないか、あるいは、遠隔授業をどういうふうなやり方で正常化にしていくのか、それから授業以外の連携をどうするのか、それから連携委員会、これが両校の代表によります委員会になりますが、これらがどういうふうな形で機能していくかということがありますので、これらについて高校と十分打ち合わせをしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきながら、またご支援もお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この色の部分については、議員の皆さんにも当然提示しておりますし、それからまちづくり懇談会でも議員さんご出席されておりましたので、当然見ているかというふうに思いますので、その辺はご承知願いたいというふうに思います。こういう形で進めていこうということで1回目の答弁でお話ししましたように手順を踏んできました。全く町民の声を聞いてないということではなくて、聞いています。でも、それは議員さんがたくさんの方が言っているというのは、どれだけなのかはちょっと非常に不明確なところもありますし、私もそれじゃあ全部5千何人の方たちのすべてがわかっているかという、そういうことではありません。

答弁でも申し上げましたように、これからあの建物を20年、30年、40年と使っていくことになると思います。そういう中で、できることなら若い人たちがあそこをうんと活用してもらって、そしてもっとこんなふうになればいい、あんなふうになればいいと。それから、その近くにはこんなものがまたできればいいなとかいうような夢

をたくさん描いてもらいながら、応援していくのが我々の仕事ではないかなというふうに思っていますので、それはもしまた反対の方がおられましたら、私も会うときはそうじゃないのじゃないでしょうかということでお話ししますので、それはまた町政懇談会とかいろいろありますので、そんな中で町民の方と議論を交わしたいというふうに考えているところです。

そして、何らかの対応をすべきじゃないかというのは、具体的にどのようなことを、壁の色を塗り替えろということをおっしゃっているのか、わかりませんが、それは今の時点でちょっとできかねるお話というふうになるかと思っておりますので、この間ずっと議論されてきたのは中身の問題がずっと議論されてきましたので、それが順調に今一步一步進み始めているので、皆さんからもぜひ応援をしていただければというふうに、そしてまちづくりをそういう形で進めることによって新たな出会いもまたたびたび出てくると思っておりますので、そこからまた次のステップへと進んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 3 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

引き続き、一般質問を行います。

次に、4番、村田政義君。

○4番（村田政義君）〔登壇〕 ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました2点について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目であります簡易水道、および上水道未実施の地域の整備の関係であります。この関係につきましては、21年の6月にも質問をさせていただいた経緯がございます。その際に、農業サイドの制度事業で何とか対応できなかつたということも含めて検討を行っていただき、また、あるいはそれぞれ関係機関との協議をする中、酪農家における水の確保がされたというふうに感じております。大変どうもありがとうございます。

ございました。しかし、完成はされましてボーリングによって実施はされましたけれども、やはり地区においても水不足が生じている状況で、ときには近くの営農水を利用してそこまで水を確保しに行くという、こういう状況にもなっておりますが、いずれにしても、ボーリングで整備をされたというふうにお聞きをしているところであります。とりわけ簡易水道、上下水道の未実施については、かなりのまだ戸数が存在しておりますが、やはり水不足といいますか整備されていない地域においては、大腸菌検査を行ったり、あるいは浄水器を取り付けたり、塩素水を利用したりして対応しているところもあるようではありますが、これは本当にごく一部であります。大半の方が検査や浄水器を使用せず、直接沢水とか地下水を利用しているという、こういう実態を聞かされております。そういった状況の中で、やはりそこに住んでいる人たちは、将来的にもそういった大腸菌問題とか、あるいは水不足、そういったところを非常に不安を持っておりますので、ぜひそういった解消をするためにこういう水道の整備はできないのかということで、まず1点目お聞きをしたいと思っております。

それから、2点目の教育委員会の関係であります。現在、教育委員会は、この下と中央公民館と二つに分離されております。そういったところから日常的な業務に支障がないのか。また、分離していることによって一部、住民の方から不便さというものも聞かされております。私も過去に一つの要件をお願いするのに行きましたところ、ここは担当ではありませんのでこちらに行ってくださいという、こういったことも経験しておりますから、そういった部分でやはり二つに分離されているというところを考えると、やはりなかなか行ったり来たりというところの不便さがあるのかなと、また先ほどいいましたように分離していることによって、日常業務、十分な目が行き届かないとか、例えば一つの業務を承認するためには、かなり行ったり来たりしなきゃならないような、そういった業務も出てきているのかなと、不便さも出てきているのかなという、こういうことも考えられますので、ぜひこの教育委員会については、一つのフロアにすべきではないのかなというふうに感じておりますので、この2点についてお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 村田君の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（阿部博道君）　〔登壇〕　それでは最初に私のほうから、ただ今の教育委員会の関係のお答えを先にさせていただきたいと思います。

ワンフロアにできないかということですが、昭和 57 年度に社会教育施設といたしまして中央公民館を建設したところですが、建設当時は学校教育が社会教育施設であります公民館に事務室を持つことは認められなく現在に至るといふようなことをごさいます。そのようなことから学校教育と社会教育が分かれまして、学校教育が現在の場所で、社会教育が中央公民館でそれぞれ業務を行ってきたところのごさいます。その後、平成 10 年度に公立社会教育整備補助金制度が廃止されましたことから、届け出により学校教育と社会教育が社会教育施設を利用することが可能となったところのごさいます。そのようなことから、最初学校教育と社会教育が社会教育施設に入るといふことの使用制限があったといふことから現在まで至ってございまして、住民の皆さんに不便をかけた結果になったといふこともご理解をいただきたいといふふうに思います。

次に、日常業務の支障についてでございますけれども、二つの課によって構成されています教育委員会であります。それぞれ離れた場所で課が存在するといふ現状ではやはり業務の遂行、あるいは事務の把握及び管理という面で支障が生じる状況にあることは事実でございます。現在、そういうことを解消しながら社会教育事業、例えばつべつ紅葉マラソンやスポーツ合宿などにおいて、学校教育と社会教育が協力しながら準備などを行っているのも事実でございます。両課が同じフロアであれば、非常にやりやすくなるのかなといふふうに思っているところがございます。これからは、職員定員管理計画、これに基づきます職員の減といふ状況は、先にも述べました離れた二つの課の現状に起因する支障を考えましても、事務室にかかる改修費用など統合することによって新たに住民の方にご迷惑をかけることが発生しないかどうか、それらも検証しながら考えていきたいといふふうに思っています。町民の利便性や事務の効率化など総合的に今後判断をさせていただきまして、町長部局と協議をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　それでは、二つ目のご質問の簡易水道、上水道、未実施地域の整備についてお答えしたいと思います。

平成 21 年の 6 月議会におきまして、同様のご質問を受けましたところですが、上水道および簡易水道の計画区域内における未給水世帯は平成 23 年 3 月末で、計画内区域戸数 2,538 戸中 100 戸でございます。区域外では 69 戸が井戸などの自家水により給水しているところでございます。このうち、農業を営む世帯が 25 戸でありまして、残りの 44 戸は非農家というふうになっております。これまで国の制度事業や道営畑総事業によりまして、上水道を拡張する形で共和、恩根、双葉、上里地区の整備を進めてきたところでございます。こうした制度を使って未給水世帯の解消を図るには採択要件をクリアするとともに費用対効果に対する説明ができなければなりません。また、事業実施後は、簡水施設を上水道会計に移管することとなり一般会計から繰り入れのない独立採算制の会計であることから今後の使用料金の見直しにも大きく影響することとなります。上水道事業としては、利用者全体が使用料という形でコストを負担することから、受益戸数や施行に要する経費も事業実施をする上での判断の一つとなります。上水道事業では、今後上里の石綿管である導水管の更新など必要な投資を控えておりまして、現状では新たに給水区域の拡張のための投資は困難であるというふうに判断せざるを得ない状況にあります。

今月行われました平成 22 年度上水道事業会計決算審査の講評におきましても、さらなる少子高齢化、人口減少と給水人口の減少による給水収益の低下、一方で老朽化した施設の更新、耐震性の向上、管路の更新等による事業費の負担増と収益の減少と事業費が増加する厳しい経営環境のもと、水道水の安全供給の堅守のため中長期的な展望に立った経営計画と資金管理を図られたいといった講評がされたところでございます。

現在、未給水地域は、農家戸々が分散いたしてありまして上水道の給水管や水源から遠距離に位置するなど極めて効率が悪い所でもあります。生活用水や営農用として必要性は十分理解するところですが、事業の採択要件や水道事業会計全体に大きく影響しますことから、事業の実施は大変難しいというふうに判断しておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） ただ今教育長あるいは町長のほうからるる説明をいただいたところでありまして。とりわけ、教育委員会のワンフロアの関係につきましても、今教育長のほうから説明がありましたように、当初は公民館のほうにそういった教育施設を持つということは難しかったようではありますが、その後10年度に社会教育整備の補助金が廃止されまして、それが可能になったというふうに理解をするところでありまして。そういった状況の中で、一つにはやっぱり私が心配しているのは、日常的な業務、事務的な業務がやはりこの二つのフロアになっていることによって十分把握がしづらいのではないのかなと、そういったこともありますし、さらにはそういった業務なり事務的な部分のスムーズな効率化を図るとなれば、やはり一つのフロアにすべきではないのかなという感じもしているところでありまして。今後、町長含めてそれぞれ協議をしながらこの対策について考えていくということでありまして、ぜひそういった方向でいい方向に検討されまして、進めていただくことをまずお願いを申し上げて、一つ目の関係については終わらせていただきたいと思います。

それから、二つ目の関係であります。今町長のほうから結論的に言えば、戸数が分散したり、距離が遠かったりいろんなさまざまな条件下の中で、必要性は十分理解するけれど難しいという内容ではなかったのかなというふうに感じています。ただ、やはり私は考えなきゃならないのは、やっぱり町としてやはりそこに住んでいる人たちが、安心、安全の中で給水できる条件をつくってあげるとというのが、私は町の責任は大でないのかなというように実は感じているのです。先ほども言いましたように、過去には大腸菌検査を行って飲み水として不適切という農家の家庭も結構あるみたいで、それで、確か15年から3年間ですか、町として浄水器に対する助成を行っていて、確かに利用者が少ないことで、これは撤廃したという、こういう条例を改正したという、こういうことも理解しておりますが、やはり戸数が少なからうと多からうと、やはりそういったことが必要な箇所については、きちっと私は対応すべきかないというふうに感じているのです。だから、浄水器をつけて、それから塩素水を使用するとなれば、かなり個人の負担もあるわけです。だから、そういったことも考えますと、やはりそこに住んでいる人たちの負担の軽減はもちろんでありますけれども、やはり問

題は安心して水が飲める、とりわけ今こういう整備のされていない地域というのは、比較的后継者が若返ってきています。そして小さい子どもたちもかなりいるのです、これから。そういったことも含めると、やはりそこに住んでいる人たちの話を聞くと、やっぱりすごい不安を持っているのです。不安を持っているのだったら、やっぱりきちっと整備をなささいということで僕らも言わせてもらうのですけれども、なかなかそのところ、何ていうのか経費の面とかいろんなことを考えると、やっぱり首をかしげるし、仮にそれをやったとしても期間によっては水不足が生じているのです。だから、ある所では、やっぱり期間的というか2月とか、例えば干ばつが続くと家庭の水すら確保するのが大変だということもあるのです。だから、そうなるとうろしているのかというと、やっぱり隣の家にもらいに行ったり、別の所に取りに行ったりして確保することもやっぱりままあるみたいです。だから、そういったところを考えると、やはり簡易水道なり、上水道整備されている所については、蛇口をひねれば風呂も沸かせるは、飲み水もできるは、炊事洗濯もすべてやっぱり蛇口をひねれば安心してできるわけですから、だからそういう条件下というものをぜひつくってあげることでも私は町の責務ではないのかなというふうに感じています。そういったことも含めてもし簡易水道なり上水道が全く難しいということであれば、もう一度条例の見直しも含めて、私はそういう法律をつくるべきでないのかなというふうに考えていますし、また、最近聞くとところによると、ボーリング、水を確保するために結構ボーリングをしているところがあります。津別でもここ何年かでは、先ほどいいましたように沼沢地区では2件ボーリングで水を供給しています。さらにこのあと、ボーリングを計画している方も何人かいるようであります。そうして水を確保したいのだと。ところが、ボーリングをやるのに、個人負担ですから、メーター1万円かかるというふうに言われています。だから、かかったところではやっぱり300万、400万、かからないところでは、やっぱりメートルの深さもあります、120万~130万で掘れるのかなと、こういうところもあるみたいですが、今までこういう経緯はないと思いますが、やはり水を確保するために、そういうボーリングをする場合についても何らかの助成はできないのか、そういったところを含めてお聞きをしたいなというふうに考えていますので、もう一度この関係について考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） 日常業務の関係でいろいろご意見をいただきました。確かにワンフロア化にしますと業務効率は非常に高くなるかなというふうに思います。ただ、決裁系統がほかの課に及ぶものがございます。合議だとかそういう部分です。そういう部分については、従来のようになるのかなというふうに思いますけれども、ただ私の先の内容につきましては、中央公民館に学校教育がという考え方でお話をさせていただきました。あるいは、ほかの考えもあるかもしれません。例えば、社会教育が学校教育のほうに来るとということも想定がされるかなと。そうなりました場合、中央公民館の管理の問題、これが出ます。一番いいのは、やはり私個人としては、またこれ町長部局と協議したわけではございませんけれども、社会教育のところに学校教育が行くことによって、社会教育事業で出ている職員の穴埋めが学校教育の職員ができるということでございます。というのは、その穴埋め部分というのは、電話番、あるいは町民からの簡単な受け付け、そういう部分は学校教育はそれほど現場はありますけれども、それほど外出するようなことはありませんので、必ずだれかかれかは事務所にとということがありますので、先ほども申しあげましたように職員の定員管理計画からいけば、やはり職員減ということから考えますと、やはりそういうことが望ましいのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、改修費用が例えば中央公民館の場合、改修費がどのぐらいかかるのかということがございます。当初から学校教育が入らない設計になってございますので、事務室が学校教育が行くことによって非常に狭いと、全然入り切れないという状況がありますので、その辺をどういうふうクリアしていくのか、どういう形にするのかということも含めて、町側と打ち合わせをしてまいりたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 水の問題でお答えしたいと思います。先に答弁いたしましたように二つのパターンがありまして、計画内区域と計画外区域がありまして、この計画内区域の戸数、これが2,538戸と言いました。この中で、つまり2,538戸の方たちは、もう本管が入っていますので、あと自分の手出しで、自分で水道を飲もうと思え

ばできる状態になっているのですけれども、そうされていない方が 100 戸いるということ。ですから、あとは自分でやるかどうかというところまでありますので、ここはもう既に本管が通っているのです、ここは別にそういう本管がないところが 69 戸あるということで、これがさまざま分散している所でございます。それで、これまでずっと補助制度を使ってやってきたわけですけれども、この補助制度でいきますと例えば、道営の畑総事業でいきますと 2 種類のパターンがありまして、少ないほうの、要するに水道をやるのに水道だけの事業というのはありませんで、受益面積があって、そしてその中の土地だとかそういったものも整理をするという部分も入ってくる事業ですので、一番少ないのでいきますと担い手支援型というので、これでも受益面積が 30 ヘクタール以上、そして営農用水施設、そこでやる部分で受益戸数が 10 戸以上というふうになってございまして、これがまとめられる戸数がなかなかないというのが実情でございます。それと、単独営農用水事業というのもあるのですけれども、これは補助率が若干下がりますけれども、これは受益面積がなくてもやれますけれども、受益戸数が 20 戸以上、20 戸なければできないという、そういう基準がございまして、このどちらにも該当しないものですから、あとは上水道事業会計でやるしかない。そうすると、本管を引いて何をするあれをするといったら莫大な金がかかります。すべて分散している状況ですので、そのために、なかなかそこまでいくというのは困難ですというのがお答えなわけでございますけれども、とはいえ、やはり水の安全、安心という立場からいけば、議員も先ほどおっしゃってございました、以前浄水器に補助を出してやっていたときがございまして、これは平成 15 年から 17 年の 3 年間これをしてございました。ですけれども、これもやはり希望する方と希望しない方がおりまして、3 年で時限で終わったわけですけれども、これは来年度でも時限を区切ることでなくて、いつでもやってみようかなというふうに思ったときには、2 分の 1 の助成をかつてやっておりましたので、そういう制度も設ける必要が、もう一度復活させるといえますか、そういうことも考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

あと、ボーリングの分につきましては、ちょっと初めてお聞きしましたので、これは補助できるかどうか、そのことによって何かほかに波及していくものが出てこな

いかどうかというのはありますので、これはちょっとここでなかなかお答え仕切れない部分がございますので、検討させていただければというふうに考えているところがございます。

それと、教育長のほうからもちよっとお話が出ていましたけれども、今までお話の中の教育委員会を一つのフロアにできないかということで、町長部局サイドのほうの考え方としてちよっとお話をさせていただければというふうに思いますけれども、私も村田議員さんの質問が出てきてから、ちよっと気になることがあって聞きに行ってきたのですが、それは役場の正面に入ると、戸籍や住民票を担当する係がございますけれども、そこといわゆるワンフロアの関係で、転入された方が子どもさんがおられるということで、そして転入届をして、そしてそんなに遠くないところに教育委員会の学校教育課がありますから行って、そこでまとめて手続きができるということになりますけれども、それが今度は中央公民館のほうに移っていくと、少し距離が遠くなるような形になります。それで、どれぐらいいるだろうという話をちよっと聞きに行きましたら、やっぱりこういうところですので、そんなにそんなにありませんということで、多少ご不便をかける方が、転入された方に何人か出てくるかもしれませんけれども、本来的には教育委員会は一つになっていたほうが望ましいだろうなというふうに考えておりますので、それは一緒になる方向で私も考えているところです。ただ、今いるちょうどこの議事堂の下になりますけれども、それでは中央公民館に学校教育といいますか教育委員会が一緒になってということはここがあくものですから、ここをどういう活用の仕方をするかということもやっぱり同時に一緒に考えていく必要があるというふうに思いますので、そういったことがまとまって、そして改修する費用が中央公民館の部分と、それからここもやり方によっては少し改修が必要になってくると思いますので、そういったものがどのぐらいかかるのかだとか、そういったことはまた検討しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 教育委員会の関係については、先ほどいいましたようにぜひいい方向での検討をワンフロアに向けてよろしくお願いしたいと思います。

簡易水道と上水道の関係であります。確かに、21年の6月にも質問させていただいたときには、そういったことも含めてお話がされたところでもあります。ただ、やっぱり何ていうのか私も心配するのは、とりわけ津別は釣りメッカでも有名です。例えばそういう釣りメッカで有名な部分で、地方からかなりの方が釣りにみえているのが実態です。先ほど飲み水の関係も言いましたが、農業水、この関係でちょっと言わせてもらえば、農業水についても沢水とかため池をつくって、そこから汲み上げて消毒とかいろんな農業水に使っているのも実態なのです。けども天候によってはそれが使えない状況が何日も続くということも、これは現実実態なのです。そういった部分で、農業されている方も、そういう農業水の不便さを感じている。今は当然環境問題もいろいろ厳しくなってきましたから、直接近くに川があってもそこから汲むということはできなわけでありますから、当然そういったことはやられていないのだろうと私は認識しています。でもやはり今言ったように、津別は釣りメッカということで知られていますから、地方から多くの方も釣りに来る。たまたま過去の例でいけば、畑の横に堆肥が積まれていた。これが通報されて即撤去ということもあります。それで、堆肥の何ていうのか汁が川に流れる、こういう恐れがあつて通報が入った。ですから、例えば川で間違つて水を汲んでいるところを、そういうところを見られて通報されると、やはり消毒する水も何日も確保できないような状況になれば、またこれは農業の経営者も大変なのです。経営者として。だから、そういったところも含めて、今言われたように確かに営農水、これは営農水は僕もあちこち見て歩いたのですが、上水道が完備されているところについては、結構営農水はついているのです。営農水をついているところの方に聞くと、やっぱり結構年間利用しています。これがあるからすごく助かっていますとよく言われます。しかし、簡易水道というのは相生から本岐地区までなのですが、ここの地域については営農水は全くゼロなのです。確かに本管の問題もあるか何かわからないのですが、だからそういう地区に住んでいる人たちは、やはりため水をつくって利用しなければならない。当然飲み水もそうなのですが、だからそういったところも含めて、やはり生活する上で必要な水の確保と、あるいは農家の人にとっては、そういう使う必要最小限の水の確保というものを、そういう営農水をつけてきちっと整備することも私は必要ではないのかなというふうに感じておりま

すから、かなり難しいということでもあります。難しけれども何とか町として何らかの形をとらなければ、今後やはり水の安心、安全、さらには環境問題含めて農家の人たちもかなりそこに気を使いながらやっていますから、そういったところにきちっと答えきれるような対策というものをぜひお願いしたいというふうに考えています。

ボーリングの関係については、初めて私も言わせてもらいましたから、これは検討するということですから、できるできないは別としてぜひ検討していただければなど、そういうふう感じておりますので、ぜひ水の安心、安全、この確保に向けて食料水、あるいはそこに携わる農業水、そういったところも含めてもう一度考え方をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今営農用水のお話も出たところでございますけれども、お話の中にもありましたように本管が走っているものですから、そこからとってもほかに迷惑がかからない、ほかに水圧が下がらないというふうになっております。細い所、あるいはない所はそのまま引っ張っていかねばなりませんので、そうでないところは何かありますか、ときによっては水圧が低くなって水が出なくなるということがありますので、例えばこの間もそうだったのですが、学習展示館、21世紀の森の一番上にある、あれはポンプアップしてありまして、下のほうの農家の方たちが水を使うときは営農用水でたくさん使われるときは、あそこは水が出なくなります。それで、子どもたちが140人もこの間お越しいただいたので、こういうことでということで、その間営農用水使わないでもらえますかということで頼んで、わかったということで、そういう調節をしながらやっているところです。

そんなことで、皆さんが十分にやりとりする、水が行き来できるようにするには相当抜本的に対策を進めていかなくてはなりませんし、それは一体どれぐらいかかるのかということで、それはまた水道料金にどう跳ね返ってくるのかということのも連動してございますので、その辺非常に大きな問題なものですから、なお、何かやり方としてないかというのは、引き続いて検討させていただければなというふうに思います。例えば、比較的集落が10戸にはならないですけどもあります東岡、あそこも水はそこ

そこ今出ていますけれども、将来ともども大丈夫かという、ちょっと不安な部分もあります。じゃあ、あそこに水を本管引っ張って行って、しかも高い所ですので、ポンプアップするともものすごいお金がまたかかってまいります。ですから、新たな水源を見つけるか、もしくは近くに美幌町さんが持ってられる所がございますので、そういうところと何かうまくつながることはできないかだとか、それはよその町ですので、そこともとりあえずはやはり話してみるだとか、いろんな考えられることは、これからも検討してまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり1点について質問させていただきます。

医療費の負担軽減についてですが、津別町は子どもの医療費の無料化を入院、通院とも中学校卒業まで拡大しました。この点については、管内でも大変最もすぐれた施策であると思っております。国保税についても運営が大変な中、本年も住民負担を極力抑え値上げを見送っております。しかし、我が町は高齢化が進み、無年金、低年金、低所得者が多く、健康なら何とか暮らしていけるが病気になれば病院代が出せないという声も耳にしているところです。本当に病院代が出せなければ受診を控えたり、治療を中断したりしなければなりません。このような状況が全国的、全道的に増えつつあるということが問題になってきております。国民健康保険法第44条は、医療費本人負担の減額免除、支払い猶予について定めていると思ひますが、この制度の活用は津別町ではどうなっているか、また国の減免基準はどうなっているか、近隣町村での実

施状況はどうかお尋ねします。

○議長（鹿中順一君） 茂呂竹さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、茂呂竹議員のご質問にお答えしたいと思います。

3点ご質問があったと思います。一つ目ですけれども国保法の第44条は、医療費本人負担の減額減免、支払い猶予について定めているが、津別町ではこの制度の活用がどうなっているのかという点でございます。国民健康保険法第44条におきまして、療養の給付を受ける場合の一部負担金については、支払いが困難であると認められる者に対し減額、支払いの免除及び徴収の猶予の措置をとることができるというふうにされています。これにより本町では、国が定めている基準の範囲において、津別町国民健康保険条例施行規則で、一部負担金の減免及び徴収猶予をすることができるとし、実際の取り扱いは、国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取り扱い要領により運用することとしていますけれども、現在、実際のところ該当事例は最近においてございません。

二つ目のご質問の国の減免基準についてはどうなっているかという点でございますが、国の減免基準につきましては、昭和34年3月30日付の保発第21号保険局長通知によりまして、その取り扱いが示されたところでございますが、最近では平成22年9月13日付の厚生労働省保険局長名で一部改正が行われ、その内容が現在の基準となっているところでございます。その内容ですけれども具体的には、一部負担金の徴収猶予については、次の各号のいずれかに該当して生活が困難になった場合、6か月以内の期間内において徴収を猶予することができるというふうにしております。その内容ですが、震災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡し、障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたときということでございます。それから、二つ目には、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したときというのが二つ目です。三つ目には、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときというのが三つ目です。四つ目には、前各号掲げる事由に類する事由があったときというふうになってございます。

次に、一部負担金の減免については、前の各号のいずれかに該当して生活が困難になった場合、必要があると認めるときは期間を制限するものではありませんが、1か月単位で3か月までを標準として減免することができるというふうになっているところでございます。なお、収入の減少認定につきましては、入院療養を受ける世帯であること。それから、収入が生活保護基準以下であること。預貯金が生活保護基準の3か月以下であることということが規定されているところでございます。

三つ目の近隣町村での実施状況でございますけれども、オホーツク管内の各市町村の実施状況につきましては、本町と同様に全市町村が規則及び要綱等を定めまして実施していますが、実施内容についてはオホーツク総合振興局が把握している限りにおきまして、各市町村とも特別調整交付金の対象となる国の定めている基準の範囲において行っているということでございます。本町におきましても、近隣の市町村と同様に国の定めている基準の範囲内で収入が激減したときに減免等の措置を行うこととしており、今後においても国及び近隣市町村の動向を注視しながら事業を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） ただ今ご答弁いただきましたけれども、最近では津別町では利用がないというふうにおっしゃられましたが、過去にはあったということなのだろうと思いますが、私もこの国の基準を読ませていただきまして、大変厳しいのではないかなというふうに思うのです、基準が。そこには災害で、今回のような震災で、家屋敷も何もかも失った人たちという方が該当するというのはわかりますけれども、私、恒常的に貧困な人たちというのがやっぱりいると思うのです。こういう不景気な世の中ですので。そういう人たちは対象になっていない。これは一つ問題があるのではないかというふうに思います。

それと、使わないというか、使われていないという中にはこの制度を知らないのではないか。私自身も知らなかったのですが、こういう制度があるということがわからないのではないかというふうに思います。例えば、町独自の減免基準というのをつくるということも可能なようなのです。大臣政務次官という人が、参議院の厚生労働委員会で答弁しているのですけれども、市町村の自主性というものもやはり担保しなけ

ればならない。国の基準というものは、そんな中でも最低限これくらいはという感じの表現でございますので、それ上積みの部分と申しますか、もっと市町村がやられるということについては、私はそれは望ましい部分があるのではないかと、そのようにとらえております、というふうに公式に発言されているのです。私は、該当者が出ないのが一番いいとは思っております。しかし、私が実際に相談を受けた方は年金で、目が悪くて手術しなくちゃいけないのだけれども病院代がないのだよとか、あるいは別の方は、病院に行きたいのだけれど、これ以上生活費を削れないのでやめたのだよというようなことを話を聞いております。それがこの厳しい条件に合うかどうかということは問題ではあると思うのですが、例えば、就学援助だとか、それから以前実施しました福祉灯油制度、こういう制度を生活保護の1.3倍ぐらいで設定すれば、結構該当する人はいるのじゃないかなというふうに思っているのです。やっぱり、受診抑制というのがあれば、最後はそれこそ悪くなって回復の見込みがないほど手遅れの状態になってしまうようなことも起きかねませんので、また通院を中断して薬も取りに来ないと、病院の看護師さんが家庭を訪問しているというようなことも北見なんかでは聞いています。やっぱり本当に困っている人が利用できる制度というふうにすべきではないかなというふうに思うのです。国保のこの減免制度があるということは、最低のセーフティーネットなのだろうと思っておりますけれども、これ見てもやっぱり厳しいなど。この三つのどれかじゃなくて、津別町はこのどれかとさつき町長さんおっしゃいましたが、国はこの三つすべてを満たさなければ、減免の対象にならないと言っているのです。ですから、やっぱりそのあたりの基準を緩和するというか、拡大するような形をとっていただければというふうに思います。

それから、この制度を知らないという人は結構多いと思うのです。国保は、税金はとられるけれどというような苦情もありますけれども、こういう制度もあって利用される方は利用してくださいというような、そういう周知もまた必要かなというふうに思います。

それから、入院に限りこの減免制度が適用されるということですが、私、紋別の要綱をちょっともらったのです。そうすると紋別市では、通院にも適用しているということなのです。ですからさつき申し上げたように、大臣政務官のおっしゃるように、

市町村がやられる、上積みをするということについては、それは望ましいというふうなことです。ぜひそういう基準の見直し、それから利用促進…、促進するのはおかしいのですが、利用されるような周知をお願いできないかというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） お尋ねの件でございます。国保税そのものは、今回この件のその前に7割、5割、そして2割の軽減措置をそれぞれ設けて、それぞれ対応して額を決めているところでございます。そして、国保税も軽減できるように対応しております。あと病院にかかって納めるときの部分のそれに対する減額なり、あるいは減免というのが出てまいりますけれども、過去にこういうことがあったのかと、これは昭和34年にできたものですので、そこまでさかのぼっては調べておりませんが、ここずっと手元にある範囲の中では、担当に聞いたところ1件もないということでございます。34年から、その辺昭和の時代にあったかどうかというのは、ちょっと定かではありませんけれども、現状から見て恐らくなかったのではないのかなというふうな感じを持っています。

こういう制度があるということをご承知されているかどうかというのは、これはまたあります。恐らくこういう震災だとか、さまざまなパターンが書かれておりますけれども、最後のお話しした四つ目のところには、前各号に掲げる事由に類する事由があったときということで、ここに例えば1、2、3といろいろ失業も含めて載っておりますけれども、これに類するようなことというのはどういうことなのかというのは、またご相談いただければ、それは該当しますねということになれば対応になるということになると思いますので、まず私どものほうとしては、この制度の周知、これは広報等を使いまして、進めてまいりたいなというふうに思っています。

病院にかかるのは大変だというようなこと等々でいきますと、じゃあこれができるようになったから行けるかどうかというのと、その個々の人の置かれている生活事情がさまざま違うと思いますので、あまり苦しいようであれば、やっぱり生活保護の申請なり、何なりということにつながっていくのだろうというふうに思いますので、とりあえずこの部分については、今ある制度の周知をさせていただいて、そして先ほど議員がおっしゃられていました紋別市では通院も含めていますよということですので

で、それらにつきましても少し調べさせていただいて、できるものは町のほうとしても対応していきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 今ご答弁いただきまして、多分私は周知ということでは、なかなか本当に困った人が広報なり見て、こういう方法があるのだというふうに見たときは頭に入るかもしれないのですが、なかなか人ごととして広報を見るか、見ないかわからないのですが、人ごととしてとらえたときは、なかなか周知されないのだろうなというふうに、これまでのいろんな広報に載せましたということを見ても難しのかなというふうに思っているのですけれども、ひとまず広報でこういう制度があります、ご相談くださいというようなPRをしていただければと思います。

紋別市は通院もというふうに先ほど言いましたけれども、現在、北見市と網走市と紋別市がこの要綱をつくって対応しているようです。この3市とも通院は入っているようですので、ぜひそちらのほうも入れていただければというふうに思います。

それから、津別町は災害が非常に少なく大変結構な町だと、幸せだなというふうに私は思っているのですが、やはり災害とか作物も改良されてなかなか寒冷地に向く作物になって冷害というのもあまりないと思いますけれども、今あるのは、例えば2万円ぐらいの年金で恒常的に貧困状態にあるというような人もいると思うのです。ただ、生活保護を受けるのではなく、やはりいろんな制約があるものですから、そういう苦しい状況の中で暮らしてられる方もいます。2万円、4万円という、そういう金額で暮らしている方もいますが、そういう人たちがどのように医療費を捻出してられるのか、本当に大変だろうなというふうに思います。ですが、やはりそういう人たちが最後のセーフティーネットとして、すがる制度というのをやっぱり必要だなというふうに思いますので、そこら辺を町長さんご答弁されたように、検討していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 紋別市等々のお話が出ましたけれども、この一部負担金の減免の関係につきましては、こちらのほうでも調べさせていただいたところ管内の市町

村すべて規則でもつくっております。あわせて、その具体的な取り扱いに係る要綱につきましては、これは全町村がつくっているわけではなくて、つくってられないところもありますけれども、その内容をこちらのほうで全部逐次調べたわけではありませんが、オホーツク振興局に問い合わせたところ、国の基準とほぼ同じですというふうにお聞きしておりますので、そういう状況だというふうに認識していたところでございますけれども、今通院も入っているところがあるということですので、それはこちらのほうでもう一度調べさせていただきたいというふうに思います。

生活困窮者の部分の医療費の関係については、これは突然そうなる場合もありますし、それからずっとそういう状況にある、それは国保についても減免措置がありますし、そういうところでまずは、そういう状況になれば町のほうにご相談いただくということが一番大事なことです。そこでその方に合ったやり方というのがどういうふうなことが組まれていくのかというのは、担当者と十分話をしながら決めていただくと。そして、生活保護もありますけれども、そこには行かずにこうやりたいのだという思いも持っている方もいらっしゃるの聞いておりますので、まずは今ある制度の中で、これご利用になったらどうですかとか、いろいろ話もできると思いますので、そういった意味で、まず困ったときに相談に来ていただくことというのを一番目に議員のほうからもそういう方がおりましたら、行ってみようということでお声掛けをしていただければ大変助かるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した2点について質問いたします。

私たちの住んでいる町は、津波や地震、それから原発と大きな災害もなく防災に対する意識は強いとは言えないのではないかと考えております。災害は忘れた頃にやってくるの格言は説得力を持つが、今回の東日本大震災は、いずれも想定外の未曾有の出来事で、今なお行方不明者がたくさんおります。備えあれば憂いなしともいわれ、災害が起こらないことを望んでおりますが、万一のために一つ目としては、災害時の要支援者に対する支援プランの進捗状況。二つ目には、避難所運営のマニュアル等が

作成されているのか。それから、ここ1、2年住民参加による訓練はされていますが、今年度の見通しについてお聞きしたいと思います。

次に、住宅政策についてですが、津別町公営住宅長寿化等計画や、第5次総合計画に基づいて進められていくと思いますが、高齢者仕様の住宅整備とはどのようなものか。二つ目には、公営住宅の入居時に約束事等があるのではないかと思いますので、その辺のところをお聞きしたいと思います。それから町民からの苦情が出ている、特に特賃なんかで若い人の多いところなのだろうと思うのですけれども、全く細かくてここで話をするのは恐縮なのですが、何人かの人に周辺の草というのでしょうか見に行って、やっぱり住宅周辺にふき等が出ているような状況というのは、町が経済的な問題があるのであれば共有費等を出していただくなり何なりして、やっぱり公共のところの環境整備には力を入れていただきたいというふうに思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、まず最初に防災対策の関係からご質問にお答えしたいと思います。まず、災害時の要援護者に対する支援プランの進捗状況についてでございます。要援護者支援プランの策定に向けまして、本町の第1弾の取り組みとして、これまで自治会等が独自に作成した福祉マップと町の担当部署や消防署などが保有する要援護者情報をより精度の高い情報として共有することが、災害時の要援護者をはじめ町民の安全、安心につながることから、昨年より協議を進め、関係者共有方式による災害時要援護者リストの整備を図りまして、本年4月から運用を開始したところでございます。災害時における要援護者とは、ひとり暮らしの方、障がいをお持ちの方、寝たきりなどで介護を必要とする方、認知症のため適切な判断ができない方であり、その方々はさまざまな状態や環境のもとにあります。災害発生時の人的被害を軽減するには、要援護者の生活状況等を日ごろからその地域や行政が把握し、特に情報を更新しておくことが必要であることから、毎月開催する地域ケア会議において情報を共有し、リストの更新を図っているところでございます。なお、要援護者の情報は、個人情報保護とのかかわりから慎重な取り扱いが求められています

ので、保健福祉課、総務課、消防署、民生委員に限定して取り扱うこととしているところですが、このように、ようやく災害時要援護者リストの整備が整ったところであり、さらに調査分析を重ね、災害情報の伝達体制や円滑かつ迅速な避難支援体制など実態に合った要援護者支援プランの策定を進めてまいり所存でございます。

二つ目のご質問の避難所運営マニュアル等作成されているかということでございますが、避難を強いられる災害におきまして、住宅の損壊やライフラインが寸断され、住民が避難所にて一時、あるいは当分の間生活をともにすることとなりますが、避難所の役割や支援の内容は、災害の規模や時間の経過とともに変化するものでございます。災害発生直後は、避難所はまず安全な居場所の提供となりますが、後に食料や生活用品等の物資の調達、さらには健康管理面なども問題となってまいります。町では学校や公民館、集会施設などの公共施設を避難所に指定していますが、災害の際にすぐに避難所として機能することは難しく、避難所の構造や設備、居住性など特に要援護者と呼ばれる高齢者や障がい者等への対応が十分ではなく、さまざまな問題が想定されるところでございます。避難所は本来、施設の管理者が管理運営するのが望ましいと思いますが、大きな災害においては行政自体も被災し、職員などは災害対策業務に奔走し、各避難所の運営に十分対応することは困難と想定されますことから、円滑な運営を行うには、住民皆さんの協力がどうしても必要になってまいります。行政はもとより、各地域の住民間においても円滑な避難所運営のための具体的な手順については、今後訓練結果や先進事例等を参考としながら作成してまいりたいというふうに考えているところです。

次に、住民参加による避難訓練の見通しについてですが、2年ほど前から地域自治会で組織された自主防災組織による避難訓練を実施しておりまして、今後は災害時における応援協定を締結している団体との連携をさらに拡大した形で訓練が実施できればというふうに考えていますが、まずは既存の自主防衛組織に加え、多くの地域でも自主防衛組織が結成されるよう啓発し、より多くの町民が訓練に参加できるよう組織の拡大と訓練内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところです。本年度の災害訓練の実施時期につきましては、防災の日前後を予定していますが、過去の訓練は平日の日中であったことから、地域内の限られた人たちの参加にとどまって

おり、今年、開催日や時間帯についても検討したいと考えているところです。訓練の実施にあたっては、今年度作成した要援護者に関するマップを活用し、関係機関との伝達訓練等もあわせて実施できるよう進めてまいりたいというふうに考えているところです。

次に、住宅政策の関係ですが、総合計画の中にある高齢者仕様の住宅整備とはどのようなものかということでございますが、お尋ねの件は、津別町第5次総合計画書の「賑わいと交流のまちを創設するために」の三つの視点の一つ、「公共的な施設のあり方」に関する実施プロジェクトの一つで、39ページに記載の環境重視の特色のある住宅ゾーンの整備にあたるものだというふうに思います。現在、公営住宅の整備は旭町に、まちなか団地の建設をプロポーザル方式により進めているところですが、会社提案に対し、北海道ユニバーサルデザイン整備指針を要求水準として取り入れているところです。この北海道ユニバーサルデザイン整備指針は、これまで取り組んできたバリアフリーの考え方をさらに前進させ、年齢や性別、障がいの有無などさまざまな理由によって利用者を差別しない、すべての人のためのデザインとして位置づけられており、公営住宅などの建設にあたっての整備指針としては、道では平成16年度から導入を図っているものでございます。まちなか団地は、ユニバーサルデザインによる整備目標として自活生活の向上、介護性能の向上、多様性の対策という三つを設けているところです。具体的には、室内のフラット化、浴室、トイレ、玄関、脱衣所への手すりの配置、主要な通路、玄関それから洗面所等は、車いすの使用に支障のない広さを確保するとともに、もしもの際の避難に配慮した引き戸を設置し、またトイレには介護ができる空間を確保しているところです。さらに雁木などの共同施設も車いすに対応した幅とし、段差を設けない床、連続した手すり、スロープなどを設け高齢者や障がいのある方、小さな子どもが安全で安心な移動ができるようにしているところでございます。住宅は人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の場であり、高齢者が安全に安心して暮らせる住宅は、すべての人にとって暮らしやすい住宅といえます。現在建設中のまちなか団地は、そうした意味でさまざまな構成の世帯が住み、助け合いや見守り、住民同士の扶助などが期待できる住宅の新たな形といえるものと考えているところでございます。このほか、昨年度建設しました高齢者専用の町有住宅

も高齢者仕様の住宅の理念のもとに建設を行ったものでございます。

次に、公営住宅入居時の対応の関係でございます。町営住宅の入居は次のような流れで行っております。まず、公募した住宅に入居の申し込みを受けた後、公営住宅入居者選考委員会の選考を経て入居者を決定します。申込者が1名の場合は、入居資格があるときは選考を経ずに入居できる場合ももちろんございます。次に、入居者は、入居決定の通知を受けた日から10日以内に敷金の納付書の写し、請書、契約書、これは暴力団員でないこと、犬猫の動物を飼育しないことの誓約書などの書類を添えて入居手続きをすることとなります。そしてその後、入居手続きが完了すると入居可能日通知書が郵送され、住宅の鍵1個と入居届けと鍵の受領書の用紙が渡されることとなります。入居が完了しますと入居者全員の転居後の住所が記載された住民票を添付した公営住宅入居届を提出しまして、すべての鍵を受け取り、その受領書を提出して一切が終了するものでございます。この手続きの中で、入居者の方に入居後に関する通知やルールについて記載したしおりを配付いたしまして、公営住宅の使用について協力をお願いするとともに、町外からの入居者に対しましては、自治会への加入をお願いしているところでございます。

それから次に、建物周辺整備はどのように行っているか、例えば草刈りなどということですが、建設課で管理している住宅関係の建物は、町営住宅、特定公共賃貸住宅、町有住宅の3種類でありまして、これらの住宅の周辺管理は町営住宅、町有住宅については入居者が行うことを原則としていますが、樹木の伐採など入居者が対応できないものは町が処理しています。特定公共賃貸住宅については、周辺の土地が広いこともあり年2回の草刈りを町が行っています。近年、住宅の老朽化により入居を停止している住宅や、公募を行っても応募がなく空き家となっている住宅が増えています。こうした住宅は、地域の協力を得ながら管理しているところでもありますが、高齢化や人口減による人手不足などから、これまでどおりの方法では管理できなくなっているため、以前実施していましたが管理人制度の復活などを今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） まず、最初のほうの防災対策について、要援護者のはち

よっと時間が最初の何年までにというのには時間が経過してきているかなというふうに思うのですけども、実は私、短い時間だったのですけど東北のほうに行って、津別ではあそこで起きたようなことが起きないのだろうというふうには思っているのですけども、その中で避難所でアンケート調査をしたのを資料でいただきました。なるほどなと気づいた点は何点かあったので、毎回というか、この時期にどうなのかなと思ったのですけども、確かに要援護者というところでは、介護の必要な人とか高齢者だとか障がい別に区別されていて、そのとおりだと思うのですが、その中で、私はたまたま女性の人からお話を聞いてその資料をもらったときに、いろんなそういう運営のあり方や何かのところマップをつくるのでも何でもそうなのですが、大体こう見ていると男性がすごく多い、計画ものを作成する段階では。女性も、ある面では障がいといえるかどうかわからないのですけども、間もなく子どもが生まれそうな人を障がいというふうには言わないと思うのですけども、そういう妊婦さんも同じ、自分のことが自分でできないかもしれないと、そういう人がたくさんいるから、必ずそういう計画ものを作成するときには、ぜひ女性の声を聞いてほしいというようなたくさんアンケート調査をして、ちょっとメモ書きをしているのですけど、参考になれば議会が終わったあと担当者の方にお渡ししたいというふうに思うのですが。

それともう一つ、最近の新聞等を見ると、やっぱり子どもたちにとというか、防災教育をするようにというようなのが、道新でも、それ以外の新聞でも結構社説に出ていたりとか違うところに出ていたりというふうなことで、そういうことも確かに私もここに生まれて数十年経って、大きな災害、大きなああいうふうに避難所に行かなきゃならないというようなことがなく、本当に平穏にとというか、そういう意味では自然災害の恐ろしさというのはマスコミを通じて見た、あるいはたまたま行ったところで見たとしたことなのですが、そういうのというのは、やっぱり備えておくということが必要じゃないかなというふうに思っています。それと、こういう状況できたので避難所の運営マニュアルというところまでは多分いっていないのかなというふうに思っていたので、その運営マニュアルをつくるときに、ぜひそういう障がいでない女性の、そこにはものすごくこと細かく書いてあって、妊婦さんのこととか、うんと小さい子どもを抱えたひとり親だとか、さまざまなことが書いてあって、どんな立派なことが

できても、こういうときに一人一人のニーズに合わないとあまり意味がないのじゃないかというふうを感じ取っているので、そして全員が他人の手をとるか、人の手を借りなくてもできる人もいるので、特に誰かの手が必要な人のところは、一人一人のというようなことが必要じゃないかというふうに思いました。

津別町も三つの課、そういうふうになっていたのですが、そこは包括支援センターとか、そういうところの人が結構地域の実際に介護保険を利用していない、何と云うのでしょうか予備軍という言い方は変なのですが、そういうところと一番接点がありますよね、そことか民生委員の人とか、個人情報の問題があるのだろうと思いますけども、そういうところの人たちと細かな連携をとって一人一人のニーズに合わせているというのですね、結構な人口のいるところで。そうすると、うちではそういうことがないのが一番なのですけども、そういうようなことも含めて、いざというときに間に合うような、それと職員にそんなにいろんなことをお願いできないですよ、みんな同じ条件になるから、大きなことが出てきたときに。それで何と云うのでしょうかね権限とか、やっぱりないとなかなか難しいらしいのです。次誰の指示のもとに動くかと言ったら変なのですが、避難所なんかは、やっぱりある程度権限を持っている人がいないとなかなか進んでいかないというふうなこともあるので、決まっていればいいのですけども、そういうようなことも今後の中で必要かなというふうに聞いている中で感じたことなので、これからまだつくっていくような面があれば、そういうところを加味していただければありがたいなというふうに思います。

それから、住宅のことなのですけども、私は前はシルバーハウジングだとか、いろいろそういう何とか仕様というふうになると、高齢者ばかりがそこにいてしまうということになると地域コミュニティーみたいなのがうまくできない、いろんな世代とか、まちなかはそういうことを考えられていないような雰囲気なのですけど、いろいろ見たり聞いたり調べたりすると、やっぱりいろんな層の人がいないと、こういう災害とか何かあったときに、この区域は何とか住宅になって、そういう人ばかりになっちゃうと、なかなかみんなの手というのは若い人がいないとできない部分というのがあるので、これから長い計画で公営住宅をつくっていくのだと思うのです。そのときに、地域コミュニティーみたいなものが崩れないとか、そういうような形。

中身は、先ほどユニバーサルデザインですか、そういうことで確かに私たちの家よりはそういうことが考えられていてできているので、住宅の中については本当にいろんなことが考えられていて、何でもかんでも施設に行かなくても、今在宅でといわれるようなものに対応できるようになってきているかなというふうに思うのですが、一歩出たときに決まってしまうと難しいかなというふうに思います。そういうふうにしていく中では、いろんな層がいて、いろんな人がいると、わりと周辺環境整備もできるのだけでも、朝早く行って夜遅く帰って来るといえるか、仕事をしている人たちが集まるような住宅、津別に何箇所かあるかと思いますが、先ほど、しおりの中に自治会にも入ってもらえるような話もあるというふうに答弁の中にあつたのですが、そういう特賃なんかのところちょっと目に余るような草、年に2回というふうにおっしゃつたのですが、まあ見たらすごくびっくりするような草が長かつた、ふきだつてベランダのガラスの半分ぐらいまでできているというようなことが、公共住宅だとすると全くわからない人が津別に入つてきて、どこでどんなふうな管理をしているのだろうというふうに言われると思うのです。何人か役場にも言われているかどうかかわからないのですが、1回見に行つたらどうかいと言われて見てきたのですが、ちょっとやっぱり驚きました。3日後にはきれいに刈られていたので、刈ればこういうことかなというふうに思つたのですが、予算のこともあり、いろいろあるのですが、最低限はやっぱり特賃なんかは、ほかから見ると若干家賃そのものがわりと安めなので、そういう意味でいただけるかどうかわかりませんが、環境整備に共有費みたいなのが必要であれば、いただくところはいただいて、やっぱりもっと見やすい外観でなきゃ、せつかく立派な建物をつくつていても周囲が草ぼーぼーだったり、草でなくてふきみたいのが生えてくるというのは、ちょっといかかかなというふうに特に感じたので前後しましたが、そんなことも思つたので今回質問しましたので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 避難プランの要援護者避難プランの関係につきましては、プランそのものがまだできていないことについては、大変申し訳ないというふうに思つています。今動いている、そういう状況になってはいますが、動いているのは、

皆さんのお手元にあると思いますけども、この津別町地域防災計画これに基づいて防災を対応してございまして、その中にこれは18節でございましてけれども災害弱者対策計画というのがありまして、これに情報の伝達と誘導、保育所における対応策だとか高齢者福祉施設における応急対応、避難所での留意事項、こういったことが4点ほど記載されていますけれども、これでじゃあ十分かというところではありませぬので、より具体的なものになっていくよう、それぞれが持っている情報を合体しまして今進めているということでございまして、どうかよりいいものになっていくというふうに考えていますので、ご理解いただきたいというふうに思います。また、その際に先ほど言いましたように女性の声をもう少し聞くようにというお話もありましたので、確かに新聞には出ていないことなども、やはり行った人等々からいろいろ聞かされております。必ずしもいい状態が保たれているというふうではないようですので、そこら辺も長い生活を想定した場合、そういうことは当然あると思いますので、そういう意見も含めてつくっていききたいなというふうに考えているところです。マニュアルというのは、やはり何か起きたときに、まず何から始めるのかというところが一番先に整理されていなくちゃならないのではないかとこのように思っています、一遍に何か起きたときに全部対応しようとしても右往左往するばかりだというふうに思っていますので、最初にやることはこれ、2番目にやることはこれということの手順というのですか、それはしっかり決めてつくるべきではないのかなというふうに認識しているところです。

それから、津別の場合の災害は、河川災害か地震か、あるいは、もしかして雌阿寒だけの噴火ということがあり得るかもしれませんが、その三つが想定されるのかなというふうに思いますが、それぞれにおいて、例えば河川災害であれば要援護者の方であっても、そこに住んでいられない方はそのまま生活して一向にかまわないう状態でもありますので、個々の災害、こういった災害のときはこういうふうにと動く、こういった災害のときはこういうふうにと動くという、その災害の種類によっても対応の仕方が変わってくるかと思っておりますので、この辺も研究課題として上げていくべきかなというふうに思いますが、また議員もおっしゃられていましたということが始まったときの権限の必要性というのは、本当にこれは最も大事なことだと思いまし

て、誰が指示しているのかわからないと、そこで責任を持って誰が命令しているのかということが明確になっていないと、船頭がたくさん出て来ても大変な話になりますので、これもやっぱり大事なことだというふうに思いますし、またこれを機会に子どもたちにも防災教育というのは少しずつ承知してもらうようなことを考えていく必要があるというふうに思っているところです。

それから、住宅関連の部分につきましては、高齢者仕様の建物イコール高齢者の住居ということではございませんで、高齢者が住めるということは、障がいを持った方もすべての方がみんな住んで何らそのまま普通に住めるということだというふうに思っていますので、そういうユニバーサルデザインで今後も住宅を建設していくことについては、今後もそのような考えで進めていきたいというふうに思っていますし、今回まちなか団地は、ちょうど箱型といいますかコ型になりましたけども、そこで期待している部分は、そこに住まれている方との交流の場といいますか、それを期待しているところがございますので、これからどのようなことになっていくかというのもありますけども、ぜひ町が想定した、そして設計者も想定したこういうことが順調に浸透していったらいいなというふうに期待しているところです。

それから、草刈りの件なども出ていましたけれども、1回目の答弁のときにお話ししましたように、特賃住宅のほうは年に2回草刈りの予算を立てておりまして、その時期によってはすっきりしているときとそうでないときがありまして、年に2回で十分かというところ必ずしもそうはいえませんが、私自身草刈りをやるのは大体2週間に一遍やりますけれども、それでも伸びてくるのが、特に去年ですと雨の日が多かったので湿度も高くて随分草が生えてきましたけれども、それをどんどん増やしていくかと、実は墓地も年に2回なものですから、それも増やすことも、ほかのこともすべてかかわってきますので予算的なことも考えながら、もう少し増やす方向も含めて考えていきたいなというふうに思います。それを入居者の負担に上乗せしていくかどうかについては今までとっていなかった部分がありますので、合理性に欠けるか欠けないか、そういうことも十分検討した上で、共益費の中に入れるべきか入れざるべきかというのを考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）　今ので大体すぐできることと、それからこれからということと、計画ものはこれから相談をされるということなので、今答弁にあったようなことを入れていただければありがたいかなと思いました。

それと、今さらなのですけども、津別でどれくらいの備蓄、いつも避難所にはこれぐらいのものを用意しているというリストがあるのかなというふうに思うのですけども、それがもしわかれば教えていただきたいし、今なければ後で聞きたいと思います。

それから、住宅もさっきコの字ということで、どこに何を建てるかということいろいろ考えられてやってこられるのだなというふうに思いますので、特に中はよかったけど、みんな住んでいる人がいて、何というかいろんな世代が交流できるような、そういうコミュニティーがなくならないような形で計画の戸数ができていければいいかなと、そういう思いだったので。それから細かいこと、さっきちょっと聞くのを忘れたのですけども、入居者が入居するときに、しおりがあるというようなことと、それからこれは守ってください等があったり、そんなような細かい苦情もあるみたいなので、やっぱり決められたことなんかはきちっと守られるように、途中でそういう声を聞いたときには、改善されるようなというのは隣近所でできないことが多いと思うのです。ですから、入居したときにはこうだったのですよというようなことで、入っている人同士がトラブルにならないようなというのも行政にお願いするのはいかがかなというふうに思うのですけども、いろんな人がたくさん入るようになってくると、やっぱり時々いろんな様子を見るというようなことも必要じゃないかというふうに思いますので、その辺のところも含みおきいただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鹿中順一君）　総務課長。

○総務課長（林　伸行君）　1点目の防災の関係ですけども、備蓄の関係につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。今現在必ずしも避難所に備蓄しているというものはなくて、防災倉庫を中心に津別小学校体育館、あるいは役場の静養室等に毛布あるいは布団類、それから機材等については防災倉庫のほうに備蓄しているというようなことでありまして、今ご指摘ありました点につきましても避難所の運営とあわせまして、どういったことが必要なのかということもあわせて検討していき

たいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 入居者の関係につきまして、実は入居されるときには町営住宅の入居者の皆様へと、こういうものが出されていて、家賃のことだとか、それから滞納すればどうなるか、それから入居して今度入居資格がなくなって今度親族の人が入居を引き継ぐとか継承する場合だとか、禁止されていることだとかさまざまなことが実は、そして入居者が負担する費用はどれとどれとどれですかとか、それから住宅の使い方の心得というようなものも細かく書いてございます。これはできなければ注意をしたりとか、それから例えばここにもありますけれども、犬猫などのペットは飼育できませんと。これは後で飼う場合もありますので、それはこちらのほうから約束をしたので入居したのですから、それはそうすると約束違反になるので、やはり守っていただきたいということでお話をさせていただくと。そしてなかなか言うことを聞いてくれないということになれば、やっぱりそれなりの措置もとらなくてはならないのかなというふうに、そういう一定のルールのもとでお入りいただいているということですので、そのルールを承知して入っていただいたということですので、今後についてもそれはしっかり了知していただくような方向で進めていきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 56 分

再開 午後 2 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） [登壇] それでは、先に通告の質問を町民の声を踏まえ、1 点に絞り提言を含め質問しますので、簡潔かつ前向きな答弁をお願いいたします。

まず、一つ目ですけれども、役場組織機構の職制職務等のあり方ということで要旨

を説明いたします。現在の行政機構は、近年のグループ制の導入に伴い、主幹、主査制に移行をしたが、特に課内に主査が多数在籍し、町民の側から見れば、各主査の担当業務がわからなく、親近感等がわからないとの声が聞かれます。

この新職制は、庁内向けの職制の傾向が強く、町民視点に立ったわかりやすい職制とは言い難いと思える。

また、グループ制といっても内部的には担当は決まっている実態にある。

もって職員配置一覧表の主査氏名の後ろに括弧書きで、所管業務を明示すべきと考えるが、町民サイドの目線に立って検討をいただきたい。

なお、グループ制移行による成果や検証で、特筆点は何があるか聞きたい。

まず1点目、従前の課・係制との特別な違い。2点目、主幹・主査制の役職ポストが、従前の課長補佐だとか係長という職名違って、町民がどの立場の人に話ししているかわかりづらいというふうな話があります。3点目、広報に主幹の担当業務を載せるべきでないかというふうなことでございます。4点目、担当の職務責任があいまいになっていなかどうか。最後5点目ですけれども、最近の事務の遺漏やミス等がたびたび出ていると。新職制による影響がないかどうかお聞きをいたしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 谷川君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、谷川議員さんからご質問のありました件についてお答えしたいというふうに思います。

まず、各グループの主査の業務がわかりにくいと。職員配置一覧表の名前の後ろに担当業務名を入れるなど、わかるようにしてほしいということでございますが、毎年広報5月号で担当者名を、また「津別町のしごと」には各課が所管している業務名を記載しているところでございますけれども、ご指摘の内容を踏まえまして新年度に向けて、誰が何を担当しているかについて主なものをわかりやすくお知らせできるよう工夫してまいりたいというふうに思います。あわせて、現在は役場を訪れた方が迷わず用を済ませたいというところに行けるように、課の名称看板とともに番号札を表示していますけれども、さらにわかりやすい表示や案内方法について検討することとい

たしたいと思いますが、入り口正面の職員に尋ねていただくことが本当であれば一番いいことでありまして、それでいきますとすぐにどこへ行けばいいというのがわかります。また、迷っているふうであれば、職員のほうから声を掛けるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、グループ制と従前の課・係制との特別な相違点についてということでございますけれども、現在のグループ制は、平成20年度から取り入れた制度で4年目に入っています。以前の係制は、係長が係ごとに定めた事務分掌に基づきまして係員を指揮して仕事を進める縦割り型の体系でした。このメリットは、担当がはっきりしており職務の一貫性が保ちやすいという反面、係の壁が高くてセクショナリズムになりやすいというデメリットもあったところでございます。一方、グループ制は、行政が担う事務事業を各課及び各グループに振り分け、そこに配置された職員が相互に協力補完し合いながら全体で仕事を進めていくという横型の体系であります。このメリットは係間の壁が取り払われ、業務の繁閑調整や職員の総戦力化が図られるという反面、職員がお互いに協力しながら仕事を進めていく意識が持てなければ制度のよさが発揮できないというデメリットがあります。しかし、この間の定員管理計画に基づく職員削減や、当分の間、年平均で6人を超える定年退職者が続くことを考慮しますと、早晚現行の縦割りによる行政機構では組織を維持することは難しく、グループ内での職務補完など職員の総力化を図らなければ事務処理が困難になるとして導入を図ったところであり、道庁も含めまして多くの市町村がこの形態を採用しているところでございます。現在これまでの取り組み状況を検証し、さらに効率的、機能的な組織とするため庁内の検討会議を中心に検討しているところでございます。

次に、主幹・主査制役職ポストの立場が町民にはわかりづらいということで、旧来の課長補佐、係長との比較ということでございますけれども、グループ制における主幹の役割は、グループのリーダー、総括として課内の業務を配置された職員に分担し、業務を効率的に進めていくことを担っています。必要によりグループの一員として実務を担当するほか、課長を補佐する役も担っているところです。また、主査職は、グループで所管する業務のうち、割り当てられた事務事業について担当者として業務を推進します。あわせて業務の円滑な推進のため、部下の職員に指示指導を行うなどの

役を担っているところです。従来の係長は文字どおり係の長でありましたが、主査は一つのグループで複数同格の職員がいる場合に使う係長級の役職名という意味でございいます。広報にも主幹の担当業務を掲載すべきではないかという点でございいますが、主幹はグループの代表であり、個々の業務を担っているわけではありませんが、グループが所管する主な業務の名称を付すこと等について、新年度に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところです。

次に、担当の職務責任があいまいではないかという点でございいますが、係制は責任、権限の帰属が比較的はっきりしていましたが、グループ制はグループ内に同格の主査が複数いることから、責任の所在に対する意識が薄れがちになる傾向があります。本来グループ制は、職員個々が責任を持って担当する業務に取り組んでいく仕組みでありますことから、機会あるごとに意識改革を促してまいりたいと思います。

最後に、最近では、事務の遺漏、ミスプリが多発しており、新職制の影響、弊害はないかということでございいますが、どんな組織に改革しようと、どんなに職員が減りましても法令等に従い職務を遂行するという基本姿勢を踏まえ、適正に職務を執行することは行政の基本でございいます。そのため、平成21年度に作成しました事務処理ミス防止対応方針に基づきまして、ミスの発生防止に努めているところですが、いまだ事務処理ミスが発生していることから、緊張感を持って業務にあたるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 何点かお話をしますけども、前段に今回から答弁書の配付があったということで、非常に従前から比較しますと内容的にも非常にわかりやすく、総論的にはいい改善がなされたかなというふうに思っております。

それで、グループの主査制の職員配置の関係ですけども、役所はいずれにしても町民のためにある職場ですので、町民の目線に立って、この辺についても十分また留意をしながら内部検討に加えて考えていただきたいというふうに思います。

それと、グループ制と従前との比較の関係なのですけども、一人の人間の能力といえますか、所掌業務については、いずれにしてもどういうふうな形をとっても限界があると。細かく分けていきますと担任業務は、それぞれやっぱり専任に分かれていくの

かなというふうな感じがするのですけれども、現状では改善の兆候がなんか見えていないような気がいたします。それらについて、もろもろ内部的なご苦勞もあるというふうには思うのですけれども、この辺を含めて本当の名実ともに総力戦ができるように十分この辺も対応をいただきたい。

それと関連して、道庁の話も出ていましたけれども、道庁は言ってみれば住民の末端行政とは違いまして中間的な役所でございます。だから、末端の市町村とは当然、職制、職務等が違うのは当然かなというふうに思いますので、この辺はあんまり私としては参考にならないのかなと。やっぱり、末端行政をいかに住民が利用しやすく、親しみやすく、顔が見えるかというふうなところが一番大事かなというふうに思います。

それと、主査制と主幹制の問題ですけれども、主査もざっと数えたら 50 人おります。職員の半数ぐらいが主査かなというふうな感じするのですけれども、これは従来の比較としますと、どうしてもやっぱり内部向けの役職名的な色彩が強くて、我々でさえ、ある程度の年数がたつと、誰がどの部署を担当しているのか本当にわからないような形になってきていますから、住民はそれ以上かなというふうな実感がありますので、この辺も含めて検討をお願いしたいなというふうに思います。

それと、担当の職務責任の関係ですけれども、担当がピタッと係制みたいに決まっていな形なものですから、責任の所在といいますか担当が分散すると、もたれ合いというか、そんな形で無責任になる心配もあるのかなというふうな気持ちを持っていますけれども、この辺についても現状を十分分析しながら検討をされたらいいかなというふうに思います。

最後、ミスプリの関係等については、町長もおっしゃいましたように謝罪等も何回か以上は聞いていますけれども、なんかあまり減っていないような感じがするものですから、いい意味でこの辺については警鐘をしておきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） グループ制は、今 23 年度ですので、20 年から始まりまして、もうすぐ 3 年半になるかなというふうに思いますけれども、それなりにやはり浸透し

て、役場の中では20年から比べると浸透してきているというふうに考えています。これ、道の話も私のほうからも言いましたけど、道も含めてと言いましたように、この近隣の町村でも相当数もう既にこの制度、津別町に先んじていろんなところがやっております、特に美幌町さんはもう早々とやっております。広域で事務組合をつくってありますが、消防のほうも昨年から津別のほうもグループ制を導入したということで、順調にグループ制は進んできているかというふうに思いますけれども、一方で、改善しなくちゃならない部分というの、この間たくさん検討委員会が開かれまして、デメリットの部分、あるいはいい部分もちろんあります。いい部分があるからやろうとしているわけですが、それは一つ一つまた解決させていただきたいなというふうに考えているところです。これは、グループ制になっても、どのグループ、何々グループ、何々グループと分かれていますが、そのグループは、どの仕事を担当するのかというのは事務分掌の中できちっと決まっております、細かな分掌が事務分掌、分け方がされていますので、それをそのグループみんなでやるのだというようなことでありますけれども、そこの中では主に担当するところはあなただよと、こちらのほうの担当はあなただよということで、それはグループのリーダーが総括しながら進めているという内容でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

できれば、この秋ぐらまでは、その検討委員会から答申をもらいまして、そして来年の4月には、それに基づいた機構改革も進めたいというふうに考えておりました、今ある課の体制をもう少し縮小しながら、なおかつ課によっては人数のばらつきが、これ例えば会計課とか議会とか、そこはもうやむを得ない話ですけども、ほかを見ていきますと、やはり相当なばらつきがございますので、これも平準化できるところはしていくということも一つの考え方として、そうしていくと、これぐらいの課が必要ではないかというようなものも含めて、提案を私のほうに出してもらおうことになっておりますので、それをまた皆さんのほうにも時期がきましたらお話をさせていただいて、そして当然課の設置条例とか、そういったものにも関連してまいりますので、できれば例えば12月議会だとか、そういうところで議案の提案ができるような方向に持っていきたいなというふうに思っているところです。

あと、なかなかこれは新人の方がたくさん増えてきていまして、顔が見えるようにということでもありますけれども、これはやっぱり来るたびに、その都度会ってもらって名前を覚えていただくということをお願いしたいなというふうに思います。津別の場合、幾ら役場が人数が多いところとはいえ、市や大きいところに比べますと3階も4階建てもあるところでもありませんので、せいぜい2階建てのところの行ったり来たりの話でありますし、場所によっては定年退職者を総合窓口につけたりとか、あるいは自治会の方を回り順で総合窓口の担当にしたりしているところもあるというふうに講演で聞いたこともございますけれども、それも一つの方法ではないのかなというふうに思いますけれども、要は看板掛けるのですけれども、それを見てずっとわかるまでじっと目で追って探すのではなくて、気軽に役場に入って来たら、この用事で来たのだけれどもどこへ行けばいいということによって言ってもらえば、すぐ対応できると思いますので、表示はいたしますが、そういう方向になっていくとお互いに声も掛け合って話もできるようになりますので、そういうほうも一緒に進めていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

そして、ミスプリ等々、ぽろっぽろっと出てくるものですから、これは本当に大変申し訳ないというふうに思っています。また、出ないようにしっかりまた心して再チェックをしっかりしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 町長の丁寧なお答えで、意向についても十分そしゃく、検討いただけるというふうな形をお聞きしました。来年、新体制といいますか、新職制等含めて住民評価が得られるように期待をしまして質問は終わりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会します。

あすは、午前10時再開です。

ご苦労さまでした。

(午後 2時36分)